

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
【英訳名】	Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 浩四郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
【電話番号】	03-6836-5000
【事務連絡者氏名】	取締役 佐藤 保雄
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の経営指標等

回次	第14期 第1四半期累計期間	第15期 第1四半期累計期間	第14期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
営業収益 (百万円)	31,566	30,051	120,617
純営業収益 (百万円)	24,214	22,479	91,113
経常利益 (百万円)	7,713	7,564	31,511
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,292	5,288	21,295
資本金 (百万円)	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数 (株)	100,000	100,000	100,000
純資産額 (百万円)	166,588	166,584	177,815
総資産額 (百万円)	8,543,540	7,060,905	9,170,774
1株当たり配当額 (円)	-	-	240,580.00
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	59,791.64	59,744.64	240,578.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.9	2.3	1.9

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、日本における当社グループ(当社、当社の親会社(モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社)およびその子会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来に関する事項は、当第1四半期会計期間末現在において判断したものです。

（業績の状況）

当第1四半期累計期間の営業利益は77億7千4百万円（前年同四半期比4%増）、経常利益は75億6千4百万円（同2%減）、四半期純利益は52億8千8百万円（同0%減）となりました。

損益の経過

受入手数料

委託手数料

株式にかかる委託手数料2億5千7百万円（前年同四半期比14%減）、債券にかかる委託手数料1百万円（同43%増）、合計で2億5千8百万円（同14%減）を計上しました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式部門では5千7百万円（前年同四半期計上なし）、債券部門では4百万円（同86%減）の手数を計上しました。これにより合計で6千2百万円（同117%増）の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

株式部門で2億2百万円（前年同四半期比86%減）の手数を計上しました。これにより合計で2億2百万円（同86%減）の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料を計上しました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料として、株式関連業務89億6千1百万円（前年同四半期比9%減）、債券関連業務90億9千5百万円（同25%減）を主として、189億7千2百万円（同17%減）を計上しました。

以上により合計で194億9千6百万円（同21%減）の受入手数を計上しました。

トレーディング損益

株券等トレーディングでは41億9千4百万円の利益（前年同四半期12億4千1百万円の利益）を、債券等トレーディングでは20億2千1百万円の利益（前年同四半期1億6千7百万円の利益）を、その他のトレーディングでは7千万円の利益（前年同四半期1千5百万円の利益）を計上し、合計で62億8千6百万円の利益（前年同四半期14億2千4百万円の利益）を計上しました。

金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益39億6千6百万円（前年同四半期比18%減）、受取利息1億8千3百万円（同75%増）を中心に、42億6千8百万円（同20%減）を、金融費用は有価証券貸借取引費用42億8千2百万円（同10%減）、現先取引費用19億6千4百万円（同37%増）、支払利息9億3千万円（同48%増）を主として、75億7千1百万円（同3%増）を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は33億2百万円の損失（前年同四半期20億4百万円の損失）となりました。

販売費・一般管理費

グループ会社間における配賦費用57億4千6百万円（前年同四半期比7%増）、人件費51億2百万円（同31%減）、取引関係費20億1千万円（同15%減）等、合計で147億5百万円（同12%減）を計上しました。

営業外損益

営業外収益は1百万円（前年同四半期比99%減）を計上し、営業外費用は2億1千1百万円（同71,275%増）を計上しました。

特別損益

当第1四半期累計期間は特別損益を計上しておりません。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（財政状態）

資産の部

流動資産は7兆547億5千9百万円（前事業年度末比23%減）となりました。これは主に有価証券担保貸付金の減少によるものです。

固定資産は61億4千6百万円（前事業年度末比9%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間末の総資産は7兆609億5百万円（前事業年度末比23%減）となりました。

負債の部

流動負債は6兆5,657億8千万円（前事業年度末比24%減）となりました。これは主に有価証券担保借入金の減少によるものです。

固定負債は3,180億8千7百万円（前事業年度末比6%増）となりました。これは主に社債の増加によるものです。

特別法上の準備金は、当第1四半期累計期間における追加計上はありません。

以上の結果、当第1四半期会計期間末の負債合計は6兆8,943億2千1百万円（前事業年度末比23%減）となりました。

純資産の部

純資産は1,665億8千4百万円（前事業年度末比6%減）となりました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少、四半期純利益による利益剰余金の増加によるものです。

（事業上及び財務上の対処すべき課題）

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
W種類株式	199,900
X種類株式	49
Y種類株式	51
Z種類株式	200,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	当第1四半期会計期間末 現在株式数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
W種類株式	99,900	99,900	非上場	(注)
X種類株式	49	49	非上場	(注)
Y種類株式	51	51	非上場	(注)
計	100,000	100,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(注) 各種類株式の概要は以下のとおりです。

<種類株式Wの内容>

(議決権)

1. 種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

(剰余金配当請求権)

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

<種類株式Xの内容>

(議決権)

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

(剰余金配当請求権)

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

(取締役の選解任権)

種類株式の株主(以下「種類株主X」といいます。)は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会(以下「種類株主総会」といいます。)において、取締役を4名まで選任することができます。X種類株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種類株主総会の決議により行います。

(拒否権)

1. 次の各号に掲げる事項は、法令、定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種類株主総会の決議を要するものとします。

(1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止

(2) 発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等(株式その他の持分(名称および議決権の有無を問いません。))または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券若しくは権利をいいます。以下同じ)の発行(自己株式の処分を含みます。)

- (3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の会社等との経営統合
 - (4) 重要な組合契約、合併契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約
 - (5) 他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分（単一の取引によるか複数の取引によるかを問いません。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。）
 - (6) 解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立て、または、第三者による申立てへの同意
 - (7) 当社子会社による第2号（当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。）から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定
2. 前項において「子会社」とは、ある者（法人、組合、有限責任会社、社団（法人格の有無は問いません。）、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ。）に関し、その時点において通常の状況で、取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、その他の者（法人を除きます。）で、その時点において通常の状況で、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。）第8条第3項において子会社とされる事業体、または 米国1956年銀行持株会社法およびその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本（株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。）を保有する者を意味します。

< 種類株式 Y の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Y の種類株主（以下「種類株主 Y」といいます。）を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Y は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（取締役の選解任権）

種類株主 Y は、種類株主 Y を構成員とする種類株主総会（以下「Y 種株主総会」といいます。）において、取締役を6名まで選任することができます。Y 種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、Y 種株主総会の決議により行います。

< 種類株式 Z の内容 >

（議決権）

1. 種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、種類株式 Z の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

（剰余金配当請求権）

種類株式 Z は、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

（2）【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	-	100,000	-	62,149	-	16,849

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種類株式 99,900	-	(注1)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種類株式 49 Y種類株式 51	X種類株式 49 Y種類株式 51	(注2)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

(注) 1 「無議決権株式」には、当社保有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種類株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 X種類株式およびY種類株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

(注) 上記は、無議決権株式の区分におけるW種類株式に含まれます。

2 【役員の状況】

2019年6月28日付の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）ならびに同規則第54条及び第73条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	206,727	283,083
預託金	7,375	8,863
顧客分別金信託	7,260	8,748
その他の預託金	115	115
トレーディング商品	1,598,144	1,434,648
商品有価証券等	1,302,471	1,125,638
デリバティブ取引	295,672	309,010
営業投資有価証券	0	0
約定見返勘定	-	67,807
信用取引資産	36,359	51,951
信用取引借証券担保金	36,359	51,951
有価証券担保貸付金	7,112,195	4,918,457
借入有価証券担保金	6,462,449	4,443,381
現先取引貸付金	649,746	475,076
立替金	475	173
顧客への立替金	475	173
その他の立替金	0	0
短期差入保証金	179,098	270,698
信用取引差入保証金	10,907	15,584
先物取引差入証拠金	8,787	11,035
その他の差入保証金	159,402	244,077
有価証券等引渡未了勘定	638	6,034
支払差金勘定	1,417	-
前払費用	448	463
未収入金	933	169
未収収益	21,298	12,393
その他の流動資産	34	15
流動資産計	9,165,147	7,054,759
固定資産		
有形固定資産	112	116
器具備品	112	116
投資その他の資産	5,514	6,029
投資有価証券	413	413
出資金	0	0
長期差入保証金	569	549
繰延税金資産	4,521	5,056
その他	9	9
固定資産計	5,627	6,146
資産合計	9,170,774	7,060,905

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1,492,923	1,737,063
商品有価証券等	1,276,552	1,477,872
デリバティブ取引	216,371	259,191
約定見返勘定	124,019	-
信用取引負債	10,799	13,903
信用取引貸証券受入金	10,799	13,903
有価証券担保借入金	6,643,645	4,546,960
有価証券貸借取引受入金	3,188,188	1,524,815
現先取引借入金	3,455,457	3,022,144
預り金	4,538	14,289
顧客からの預り金	4,095	8,435
その他の預り金	442	5,853
受入保証金	164,837	204,879
信用取引受入保証金	3,111	4,538
先物取引受入証拠金	-	-
その他の受入保証金	161,726	200,341
有価証券等受入未了勘定	405	44
受取差金勘定	-	616
関係会社短期借入金	187,002	1,821
一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,000
未払金	585	110
未払費用	14,193	13,563
未払法人税等	8,234	2,490
その他の流動負債	56	37
流動負債計	8,681,243	6,565,780
固定負債		
社債	106,675	116,090
長期借入金	134,300	141,800
関係会社長期借入金	60,000	60,000
その他の固定負債	286	197
固定負債計	301,261	318,087
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	10,454	10,454
特別法上の準備金計	10,454	10,454
負債合計	8,992,958	6,894,321

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2019年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	54,821	43,589
その他利益剰余金	54,821	43,589
繰越利益剰余金	54,821	43,589
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	177,815	166,584
純資産合計	177,815	166,584
負債・純資産合計	9,170,774	7,060,905

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業収益		
受入手数料	24,793	19,496
委託手数料	301	258
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	28	62
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	1,487	202
その他の受入手数料	2 22,977	2 18,972
トレーディング損益	1,424	6,286
株券等トレーディング損益	1,241	4,194
債券等トレーディング損益	167	2,021
その他のトレーディング損益	15	70
金融収益	5,348	4,268
営業収益計	31,566	30,051
金融費用	7,352	7,571
純営業収益	24,214	22,479
販売費・一般管理費		
取引関係費	2,367	2,010
人件費	1 7,374	1 5,102
不動産関係費	664	742
事務費	57	26
租税公課	736	703
グループ会社間における配賦費用	5,394	5,746
その他	109	372
販売費・一般管理費計	16,704	14,705
営業利益	7,510	7,774
営業外収益		
為替差益	201	-
その他	2	1
営業外収益計	203	1
営業外費用		
為替差損	-	210
その他	0	1
営業外費用計	0	211
経常利益	7,713	7,564
税引前四半期純利益	7,713	7,564
法人税、住民税及び事業税	4,073	2,809
法人税等調整額	1,652	534
法人税等合計	2,420	2,275
四半期純利益	5,292	5,288

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1. 人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が前第1四半期累計期間において6,587百万円、当第1四半期累計期間において4,759百万円含まれております。

そのうちモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額は、前第1四半期累計期間は6,529百万円、当第1四半期累計期間は4,719百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
従業員給料・報酬相当額	5,817百万円	3,908百万円
福利厚生費相当額	561	471
退職金・退職給付費用相当額	150	339

2. その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が以下のとおり含まれております。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
グループ会社間における移転価格手数料	21,453百万円	17,789百万円

(注) 移転価格手数料とは、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されたものです。

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	12,288	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日
2018年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	6	138,905	2018年3月31日	2018年6月30日

当第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	16,511	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年6月27日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	9	186,630	2019年3月31日	2019年6月28日

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費の計上はありません。

(金融商品関係)

前事業年度末及び第1四半期会計期間末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	206,727	206,727	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,302,471	1,302,471	-
(3) 有価証券担保貸付金	7,112,195	7,112,195	-
(4) 短期差入保証金	179,098	179,098	-
資産計	8,800,492	8,800,492	-
(5) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,276,552	1,276,552	-
(6) 約定見返勘定	124,019	124,019	-
(7) 有価証券担保借入金	6,643,645	6,643,645	-
(8) 受入保証金	164,837	164,837	-
(9) 関係会社短期借入金	187,002	187,002	-
(10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,021	21
(11) 社債	106,675	107,451	776
(12) 長期借入金	134,300	129,665	4,634
(13) 関係会社長期借入金	60,000	60,573	573
負債計	8,727,033	8,723,770	3,263
(14) デリバティブ取引	79,272	79,272	-
デリバティブ取引計	79,272	79,272	-

(1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(3) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。

(6) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(12) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(13) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(14) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ その他	日本証券クリアリング機構またはロンドンクリアリングハウスのどちらの清算機構のレートを参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引についても評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップレートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネットキャッシュフローをそれぞれの機構のオーバーナイトインデックススワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタントマチュリティスワップはコンベクシティアジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティーを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロスカレンシーベースを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティー・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

当第1四半期会計期間(2019年6月30日)

(単位:百万円)

	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	283,083	283,083	-
(2) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,125,638	1,125,638	-
(3) 約定見返勘定	67,807	67,807	-
(4) 有価証券担保貸付金	4,918,457	4,918,457	-
(5) 短期差入保証金	270,698	270,698	-
資産計	6,665,684	6,665,684	-
(6) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,477,872	1,477,872	-
(7) 有価証券担保借入金	4,546,960	4,546,960	-
(8) 受入保証金	204,879	204,879	-
(9) 関係会社短期借入金	1,821	1,821	-
(10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,015	15
(11) 社債	116,090	119,589	3,499
(12) 長期借入金	141,800	140,349	1,450
(13) 関係会社長期借入金	60,000	60,525	525
負債計	6,579,424	6,582,012	2,589
(14) デリバティブ取引	49,801	49,801	-
デリバティブ取引計	49,801	49,801	-

- (1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (2) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (6) トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (9) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (13) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワップション、CAP、FLOOR、通貨スワップ その他	日本証券クリアリング機構またはロンドンクリアリングハウスのどちらの清算機構のレートを参照するかを取引毎に区別する。どちらの機構をも使わない相対取引についても評価上どちらかの機構を想定する。その分類の後、それぞれのLIBORベースのスワップレートで将来の受取・支払金利を算出し、該当取引のネットキャッシュフローをそれぞれの機構のオーバーナイトインデックススワップ(OIS)レートで現在価値にディスカウントしたものを価格とする。コンスタントマチュリティスワップはコンベクシティアジャストをする。スワップション、CAP、FLOORについてはボラティリティーを加味する。通貨スワップについては通貨間のクロスカレンシーベースを加味する。
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプション取引	スワップレート、ボラティリティー、コリレーション等を参考に受取/支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定める清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプション取引	対象資産価格・ボラティリティー・金利・コリレーション等を基に社内モデルで算出した受取・支払の現在価値

(デリバティブ取引関係)

1. トレーディングに係るもの

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	9,650,740	38,312	38,312
	為替先渡			
	資産	7,112,467	71,427	71,427
	負債	7,112,468	71,427	71,427
	為替オプション			
	資産	1,432,162	28,163	18,115
	負債	1,432,162	28,157	18,109
合計		26,740,002	38,318	38,318

当第1四半期会計期間(2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	10,853,699	3,050	3,050
	為替先渡			
	資産	7,703,882	104,528	104,528
	負債	7,703,882	104,528	104,528
	為替オプション			
	資産	1,670,017	33,779	24,401
	負債	1,670,017	33,773	24,395
合計		29,601,500	3,044	3,044

金利関連

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物			
	資産	117,608	110	110
	債券オプション			
	資産	155,560	42	10
	負債	212,800	14	-
市場取引以外の取引	金利スワップ	141,099,539	(注) 33,296	33,296
	先渡取引			
	資産	13,500	8	8
	負債	27,490	15	15
合計		141,626,498	33,207	33,168

(注) 株式会社日本証券クリアリング機構での変動証拠金の資金決済制度導入に伴い、変動証拠金の授受に代わり、損益差金の授受を行っております。

当第1四半期会計期間(2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	債券先物			
	負債	261,104	133	133
市場取引以外の取引	金利スワップ	140,929,643	27,599	27,599
	店頭債券オプション			
	資産	5,000	3	3
	先渡取引			
	資産	962	0	0
	負債	37,290	18	18
合計		141,234,000	27,451	27,451

その他

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	92,482	685	685
	負債	96,601	640	640
	株価指数オプション			
	資産	1,942	17	3
	負債	157,502	1	0
市場取引以外の取引	エクイティスワップ	2,794,684	6,170	6,170
	クレジットデフォルトスワップ	276,375	0	0
	株式オプション			
	資産	89,963	7,021	5,041
	負債	89,951	5,476	4,837
合計		3,599,504	7,775	6,422

当第1四半期会計期間(2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物			
	資産	355,323	1,146	1,146
	負債	45,035	174	174
市場取引以外の取引	エクイティスワップ	3,248,649	23,024	23,024
	クレジットデフォルトスワップ	265,452	0	0
	株式オプション			
	資産	97,249	5,810	4,099
	負債	97,238	4,396	3,903
合計		4,108,947	25,411	24,193

2. トレーディングに係るもの以外

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

通貨関連

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡			
	資産	12,875	24	24
	負債	34,402	54	54
合計		47,277	29	29

当第1四半期会計期間（2019年6月30日）

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替先渡			
	資産	77,172	17	17
	負債	11,534	34	34
合計		88,706	17	17

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
種類株式W	59,791円64銭	59,744円64銭
種類株式X	59,791円64銭	59,744円64銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 算定上の基礎は次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益(百万円)	5,292	5,288
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	5,292	5,288
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月7日

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 大樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。